

香川県介護ロボット導入支援事業実施要領

1 趣旨

この要領は、香川県介護人材確保事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）別表の管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業のうち、介護ロボット導入支援事業（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、交付要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 補助対象事業所

補助対象事業所は、次の①～④の要件をすべて満たすものとする。

- ①香川県内に所在し、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護サービス事業所であること。
- ②香川県の県税に滞納がないこと。
- ③実地指導等で指摘があった場合は、その改善状況報告書が指定・監督権限者に提出され改善が確認されていること。
- ④本事業を活用して、過去に助成を受けたことがない法人の介護サービス事業所であること。

3 事業内容

介護職員の方々の身体的負担を軽減し、業務を効率化する介護ロボット機器及び見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費の一部を助成する。

4 補助対象経費

(1) 介護ロボット

次の i から iii の全ての要件を満たす介護ロボットを導入する際の経費を対象とする。（リース又はレンタルに要する経費も含む。保険料、工事費、メンテナンス費等は対象外）

i 目的要件

- ・日常生活支援における、①移乗介護、②移動支援、③排泄支援、④見守り・コミュニケーション、⑤入浴支援、⑥介護業務支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果のある介護ロボットであること。

ii 技術的要件

次のいずれかの要件を満たす介護ロボットであること。

- ・ロボット技術（①センサー等により外界や自己の状況を認識し、②これらによって得られた情報を解析し、その結果に応じた動作を行う技術をいう。）を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット。
- ・経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・標準化事業」において採択された介護ロボット。

iii 市場的要件

販売価格等が公表されており、一般に購入等ができる状態にあること。

(2) 見守り機器の導入に伴う通信環境整備

見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境を整備するための経費として、次のいずれかを対象とする。

(対象経費)

- ・ Wi-Fi 環境を整備するために必要な経費（配線工事（Wi-Fi 環境整備のために必要な 有線

LANの設備工事も含む)、モデム、ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築など)

- ・ 職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム (デジタル簡易無線登録型当のWi-Fi 非対応型のインカムを含む。)

※既に見守り機器を導入している場合において、見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境の整備を行う場合も対象とする。

※介護ロボットのメンテナンスに係る経費及び通信に係る経費は補助対象外とする。

5 補助額等

(1) 補助率

次の要件を満たす事業所は4分の3、それ以外の事業所は2分の1とする。

導入計画書において目標とする人員配置を明確にしたうえで、見守りセンサーやインカム、介護記録ソフトの3点を活用し、職員の負担軽減等を図りつつ、人員体制を効率化させる場合。

(2) 補助上限額

1 法人当たりの補助上限額を100万円とした上で、次に算出された額以内の金額で補助を行うこととする。

i 介護ロボット機器

(1)で算出した額と、次の表の左欄に定める介護ロボットに応じた右欄の基準額とを比較して少ない方を額の上限とし、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額を補助額とする。

介護ロボット	基準額
移乗支援 (装着型、非装着型) 入浴支援	100万円
上記以外	30万円

ii 見守り機器の導入に伴う通信環境整備

(1)で算出した額と、100万円とを比較して少ない方を額の上限とし、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額を補助額とする。

(3) 介護ロボット導入に伴う助成1回当たりの導入台数

必要と認める台数とする。

(4) 介護ロボット導入等計画との関係

4(1)については、1計画につき、1回の補助とし、4(2)については、1事業所につき、1回の補助とする。

6 交付申請

交付要綱第4条に定める交付申請書(第1号様式)に、次の(1)～(5)の必要な書類等を添えて、県が定める提出期日までに提出すること。

なお、介護ロボット導入計画1計画につき、1回の補助とする。

(1) 事業計画書 (別紙1)

(2) 収支予算書 (別紙2)

- (3) 当該事業にかかる収支が分かるもの（見積書等）
- (4) その他参考となる書類（介護ロボット機器等のパンフレット、カタログ等）
- (5) 県税の納税証明書（滞納がないことの証明）

※（5）については、原則、申請日の3か月以内に発行したものに限る。

また、介護ロボット導入計画は、介護従事者負担軽減のための介護ロボット導入計画とし、導入後3年間の①達成すべき目標、②導入すべき機器、③期待される効果等を記載することとし、実際の活用モデルを示すことで他の介護サービス事業者等の参考となるべき内容とすること。

7 実績報告

交付要綱第9条に定める実績報告（第4号様式）に、次の（1）～（5）の必要な書類等を添えて、県が定める提出期日までに提出すること。

- (1) 事業実績報告書（別紙1）
- (2) 収支精算書（別紙2）
- (3) 当該事業にかかる収支が分かるもの（請求書、納品書等）
- (4) 支払いを証明する書類（領収書、振込明細書等）
- (5) その他参考となる書類（導入効果が分かるデータや画像等）

※（1）は、導入によって得られた効果に関するデータを客観的な評価指標（介護時間の短縮、直接・間接負担の軽減効果、介護従事者等の満足度、日々の活用状況が確認できる日誌等を用いる等他の介護施設等の参考となるべき内容）を記載すること。

8 その他

他の補助金等を受けて導入する介護ロボット及び通信環境の整備については、本事業における補助の対象とはならないものとする。

附則

この要領は令和3年7月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附則

この要領は令和4年6月22日から施行し、令和4年4月1日から適用する。